

地域企業経営支援金 よくあるお問合せ（令和3年4月9日時点）

●地域企業経営支援金の概要について

Q1： 地域企業経営支援金の概要を教えてください。

A1： 新型コロナウイルス感染症の影響拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を目的として、感染症対策等に取り組みながら事業継続を図ろうとする中小企業者に対して支援するものです。

●対象となる条件について

Q2： どのような業種が対象になりますか。

A2： 対象となる業種は飲食業・小売業・サービス業となります。これらに該当する業種を営む店舗（事業所）を有し、事業を行っていること要件としています。

※詳しくは募集要項 P.2 の対象業種一覧表を御確認ください。

なお、主たる業種が上記の対象業種でない場合も、対象業種を営む店舗を有しており、その事業の実態を確認できる場合には、対象となる場合があります。

Q3： 店舗の定義を教えてください。

A3： 基本的には来客のある常設の施設であり、直接その場で売上が発生する場所を指します。
なお、自宅兼店舗も店舗に含みますが、管理機能のみの事務所や従業員の休憩スペース、倉庫などは店舗に含みません。

Q4： 本社は県外だが県内に店舗がある場合には対象となりますか。

A4： 本社の所在地が岩手県外であっても、対象となる店舗等が岩手県内にあり、各種要件を満たせば対象となります。ただし、事業委託等で自ら事業を行っていない場合には、対象になりません。

Q5： 店舗はないが、ネット販売を行っている場合には対象となりますか。

A5： 対象業種を営む店舗があることを要件としているため、対象になりません。

Q7： 工場で年に数回販売会を開催していますが、対象になりますか。

A7： 年に数回など、臨時的に開催（営業）しているものについては小売業とはみなせないため、対象になりません。

Q8： 他の補助金（持続化給付金等）を受給していますが、対象になりますか。

A8： 本支援金の取扱いでは他の補助金等との併給は可能としています。ただし、併給することとなる他の補助金等において禁止している場合もあるため、個別に御確認ください。

Q9： 対象外業種を営んでいたが業種転換して現在は対象業種を営んでいるのですが、対象になりますか。

A9： 事業者単位で比較することから、対象期間に対象業種を営業しており、その他の要件を満たしている場合には、対象となります。

Q10： 不動産賃貸業の店舗は、来客のある店舗を指すのか、それとも賃貸している物件それぞれを指しますか。

A10： 来客のある事業所を店舗とし、賃貸物件そのものは店舗とはみなしません。

●売上減少要件・減少額の確認について

Q11： 売上減少要件について教えてください。

A11： 令和2年11月から令和3年3月の5カ月間のうち、「いずれかの一月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している」か「いずれか連続する3か月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少している」場合は対象となります。

Q12： 個人事業主で事業売上とは他に不動産収入と農業収入があるが、申告書のどの項目を比較の対象に使いますか。

A12： 対象要件の判定及び支援金額の算定のための比較については農業を除く事業売上と不動産収入で比較します。不動産収入については、月別の売上が整理されていない場合には、年間の平均売上で算定します。

Q13： ホテル内の売店や食堂など、同一施設内の店舗については複数店舗となりますか。

A13： 店舗の区画が独立しており、レジが分かれているなど会計が区画で完結できる場合には、それぞれを1店舗として扱います。フロアが異なるだけで受付や会計が同一の場合は、別店舗とはみなしません。

Q14： 売上の比較は店舗ごとですか、それとも事業全体の売上になりますか。

A14： 事業者全体の売上を比較します。店舗数に応じて上限額を 40 万円ずつ加算していき、多店舗経営者にあつては、個人事業主は 100 万円、法人は 200 万円を上限とします。

Q15： 補助金等の雑収入などを含めた額で計算しないといけないのでしょうか。

A15： 原則として、事業収入（不動産賃貸業にあつては不動産収入も含みます）のみを売上として計上し、給与所得や雑省入は算定から除外します。

Q16： 申請額計算表は、連続する 3 か月での比較の仕様となっているが、一月の売上で比較する事業者は一月のみ売上を入力するのでしょうか。

A16： 支援金額の算定においては 3 か月の売上を比較することになるので、単月で比較する事業者においても単月比較の対象となる月を含む連続した 3 か月の入力が必要です。ただし、創業者であつて対象期間内の売上が 3 か月に満たない場合はこの限りではありません。

Q17： 支給額の算定に用いる「連続する 3 か月」は、売上減少月を含まないといけないのでしょうか。

A17： 売上減少した月を“含む”連続する 3 か月での計算となります。

●申請書類や提出先について

Q18： 申請書類はどこで貰えるのか、又は提出先はどこですか。

A18： 本支援金について地域の商工団体（商工会議所・商工会）において受付や審査等をおこないます。各団体の HP 上で様式はダウンロードできます。

※HP からダウンロードができない場合は個別に商工団体に相談してください。

Q19： いつから始まりますか。

A19： 各商工団体の準備ができ次第、順次、受付を開始いたします。開始された商工団体については県 HP にて商工団体 HP のリンクを張っていますので御確認ください。